

船舶事故調査報告書

平成28年8月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成28年3月26日 09時56分ごろ
発生場所	鹿児島県鹿児島市鹿児島港東方沖 鹿児島港新港北防波堤灯台から真方位070° 1,400m付近 (概位 北緯31°35.3′ 東経130°35.1′)
事故の概要	潜水艦たかしおは、錨泊中、また、漁船第十五志保丸は、生け簀をえい航して南進中、たかしおに生け簀が衝突した。 たかしおは、艦首部外板に擦過傷を生じたが、第十五志保丸及び生け簀に損傷はなかった。
事故調査の経過	平成28年3月28日、調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 潜水艦 たかしお、2,750トン（排水量） 597（艦船国籍証書の番号）、防衛省 B 漁船 第十五志保丸、9.1トン KG2-91（漁船登録番号）、株式会社丸庄水産
乗組員等に関する情報	A 艦長A、運航1級、機関2級（防衛省基準） B 船長B、二級小型・特定
負傷者	なし
損傷	A 艦首部外板に擦過傷 B なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮流 南南西流約1ノット
事故の経過	A船は、黒色の球形形象物1個を掲げ、艦首を北北東方に向けて錨泊していた。 艦長Aは、目視で見張りを行う乗組員1人を艦橋上部に配置していた。 艦橋上部に配置された乗組員は、当直中、左舷前方からB船が接近してきたので、拡声機により注意喚起を行った。 B船は、生け簀11基を縦列でえい航し、船尾から生け簀最後部まで約150mの長さの引船列（以下「B船引船列」という。）を構成し、南進していた。 船長Bは、前方約800mのところA船を視認し、A船の右舷側を通過しようと思っていたが、B船引船列が潮流により右方に圧流されてA船に近づくので、A船との距離を離そうと左転したものの、前から6番目の生け簀がA船の艦首部に衝突した。

分析	B船引船列は、南進中、船長Bが潮流の影響を把握していなかったことから、えい航していた生け簀が錨泊中のA船に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、B船引船列が、南進中、船長Bが潮流の影響を把握していなかったため、えい航していた生け簀が錨泊中のA船に衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・潮流のある状況下、物件をえい航して錨泊船を通過する際、錨泊船との距離を十分に確保すること。